令和５年度

霧島市議会 議会運営委員会
行政視察報告書

令和５年８月１日～３日

（埼玉県久喜市・神奈川県秦野市・神奈川県大和市）

<u>**議 会 運 営 委 員 会 行 政 視 察**</u>

【行政視察の目的】

霧島市議会では、議会運営に対し、議論・研究を進めてきている。中でも、政策提言の在り方、議決すべき事件の取り扱い方など、プロセスや、スケジュール調整など、議論の尽きないところである。また、霧島市合併後、市議会も５期目となり、議員の構成年齢・男女比率など変化してきているなか、議員の活動に関する環境整備も求められているところである。

そこで、議決すべき事件の取扱、通年議会を通じての政策提言の取組、ハラスメント条例について、市議会の先進地事例を学ぶため調査研究に臨んだ。

１　視察日程　　令和５年８月１日（火）～３日（木）

２　視察先及び視察内容

⑴　埼玉県　久喜市

視察内容　「議会の議決すべき事件の取扱いについて」
人　　口　　１４８，７２３人（2023年）
面　　積　　８２．４１㎢
議員定数　　２７人（在職２６人）

⑵　神奈川県　秦野市

視察内容　「通年議会及び同制度を活用した委員会活動による政策提言について」
人　　口　　１６１，４５８人（2023年）
面　　積　　１０３．７６㎢
議員定数　　２４人（在職２１人）

⑶　神奈川県　大和市

視察内容　「ハラスメント防止条例について」
人　　口　　２４３，２１４人（2023年）
面　　積　　２７．０９㎢
議員定数　　２８人

３　視察概要

■　８月１日（火）１４時００分　久喜市（久喜市議会）
視察内容　議会の議決すべき事件の取扱いについて

＜概　　要＞

Ⅰ　経緯

平成１９年　９月	・議会改革活性化のため、久喜市議会活性化対策特別委員会を設置
平成１９年１１月	・検討項目のひとつに、「議会が議決する事件の拡大として行政計画の追加」が挙げられる
平成２０年　９月	・１３回に渡る委員会の結果、「久喜市行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例を新設する」ものとされた ・４回の代表者会議の協議にて案文を作成 総合振興計画、環境基本計画、地域福祉総合計画、都市計画マスタープランが対象とされた
平成２０年１１月	・定例会において議決
平成２２年　３月	・合併（久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町）
平成２４年　２月	・条例を議決
平成２４年１１月	・教育振興基本計画を条例に追加
平成２８年　６月	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を条例に追加
令和　４年　６月	・公共施設個別施設計画を条例に追加

Ⅱ　審査内容

これまで議決してきた内容

平成２４年１１月	・総合振興計画基本構想及び同前期基本計画 ・都市計画マスタープラン
平成２５年　２月	・環境基本計画
平成２５年　６月	・教育振興基本計画
平成２７年１１月	・総合振興計画の一部改定 ・都市計画マスタープランの一部改定 ・第２次地域福祉計画
平成２９年　２月	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
平成２９年１１月	・総合振興計画基本構想及び同後期基本計画 ・第２期教育振興基本計画
平成３０年　９月	・環境基本計画の変更
令和　２年１１月	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変更
令和　３年　２月	・総合振興計画の変更
令和　４年１１月	・第２次総合振興計画基本構想及び同前期基本計画 ・第２次環境基本計画 ・第３次地域福祉計画 ・都市計画マスタープランの一部改定 ・第３期教育振興基本計画

【今後の課題】

・計画の量が膨大であり、短時間で審査することが難しい
・一部改定の場合などは、改定部分のみ審査するが、改定しない箇所でも改定箇所と関連する部分について、質問や要望を認めるかなどの取扱いが難しい
・各種計画が上程された後では、議会の意見が反映されにくい

⇩

計画策定段階での議会の意見聴取など機会が必要

総合振興計画 ⇨ 特別委員会を設置し、分科会に分担付託

メリット ⟶ 分割して審査することができる
デメリット ⟶ 横断的な審査が難しい

＜主な質疑＞

Q１ ：「総合計画」以外の計画を議決すべき事件とする際、理事者側とはどのように協議したのか。
Ａ１ ：議会としての判断であり、理事者側とは協議していない。

Q２ ：審査スケジュールはどのようになっているのか。
Ａ２ ：①本会議の１週間前くらいに執行部から各計画の説明を受ける。
②本会議初日に市長提出議案として上程され、各常任員会に付託。
③各常任委員会にて審査。（１日間）
④本会議最終日に各常任委員長の審査報告を受け、討論・採決。

Q３ ：審査段階での計画に議会の意見が取り入れられることはあるか。
Ａ３ ：計画策定が最終段階のため、文言の変更や大幅な見直しなど、ただちに取り入れられることは難しい。議会の意見は最大限尊重して、可能な限り今後の計画見直しに反映してもらえると認識している。

Q４ ：今後、事件の追加や削除の予定があるか。
Ａ４ ：現時点での予定はないが、状況を見て必要に応じ、適宜、追加・削除を行う。

■　８月２日（水）１４時００分　秦野市（秦野市議会）
視察内容　通年議会と同制度を活用した委員会活動による政策提言について

＜概　　要＞

Ⅰ　経緯
- 平成２３年～　・議会活性化特別委員会に付議
- 平成３０年　・議会基本条例検証委員会で協議
- 令和元年　・議会運営委員会で協議開始
- 令和　２年　８月　・厚木市に所管事務調査を実施し「通年の会期」を選択
- 令和　２年１２月　・８月から１２月にかけて導入に伴う執行部への影響について協議
- 令和　３年　１月　・市民への周知方法を協議　令和４年１月からの移行を目標と決定
- 令和　３年　５月　・議会運営委員会小委員会の設置　条例・会議規則案、法１８０条の専決処分項目と周知方法について協議
- 令和　３年　９月　・関係条例等の本会議上程・議決
　　・先例・申し合わせ等内部規則の協議
- 令和　４年　１月　・「通年会期」への移行

Ⅱ　秦野市議会における通年会期制

⑴　導入目的

①政策立案の強化・・・・活発な活動を通じて、議会による政策立案や提言機能の強化につなげる

⇩

具体化にむけて⇒・閉会中も自由開催できるようになった常任委員会を中心とし、議長の任期である２年間での政策立案サイクルを確立し、議会としての提案を目指す
- 議会局に政策調査担当を１名置き、他市の政策提言方法や成功事例などを事前にリサーチ
- 新たに設けたアドバイザー制度を活用し、１常任委員会で早稲田大学マニュフェスト研究所研究員の支援を受け、市民への議会報告や提言内容に対する進め方を実践してもらい、その手順を参考に、他の２常任委員会も進めてきた
- 副議長の報酬の一部を活用し、早稲田大学マニフェスト研究所研究員を何度か呼び、提言内容のまとめ方などのアドバイスを受けた

②危機管理上の
迅速な対応・・・・・コロナ禍における補正予算の専決処分や災害等による突発的な事案といった緊急の行政課題への即応性を高める

⇩

具体化にむけて⇒・緊急性の高い案件について

【執行部側】　臨時会議の開催で速やかに対応
臨時会議にも間に合わない場合は専決処分で処理

【請願・陳情】　集中審議期間外に審査するか、先例・申し合わせにフローを整理し、運用

会期の種類として「通年会期」を選択　⇒政策立案機能の強化、機動的な議会運営に有益

⑴　年間を通じた会期・・・・・年４回の定例会から通年の会期を定め、年間を通じて定期的に審議
⇒任期の初めのみ市長の招集による開会を行う
⇒年間を通じて常に開会している状態のため、議長の判断により議員だけでも会議を開くことが可能

⑵　定例月会議　・・・・・・　条例により、年４回定期的に会議を開く日を設定
（従前の定例会に該当）

⑶　改正した条例

条例等の名称	区分	備　考
①議会の会期等に関する条例	新設	―
②秦野市議会基本条例	一部改正	①の制定案に附則として定め、一部改正する
③秦野市議会定例会条例	廃止	集約し、①を新設
④秦野市議会定例会条例施行規則	廃止	集約し、①を新設
⑤秦野市議会会議規則	一部改正	―
⑥議会の委任による市長の専決処分について	一部改正	執行部からの意見を踏まえ、追加

⑷　導入までの協議における意見

【議員から】・兼業議員が開会中において行う自身の業務について、市民に誤解される恐れがある
⇒兼業が法で禁止されていないことについて周知を図った
・今以上に議会活動のウェイトが大きくなるため、議員を目指す若い世代を踏まえ、議員報酬についても議論すべき
⇒必要があれば、別の場で協議する
・政策提言のためには、スキームを含め議員自身が勉強を行う必要があり、一定の準備期間が必要ではないか
⇒議員研修会や会派説明などのガイダンスを実施
⇒アドバイザー制度を設置　※予算・・・14,000 円×２ｈ×３常任委員会

・現在においても閉会中の継続審査などの手続きにより、政策提言は可能であり、あえて導入するメリットがない

⇒目的は、あくまでも政策立案機能や機動性の強化であり、通年会期性はそのためのツールである

【執行部から】・委員会活動の充実により、担当課の出席などの要請が増えることで、負担が増加するのではないか

⇒付託された議案審査ではないので、基本的には委員のみで協議する。担当課から聴取する際は、十分に配慮したい

＜主な質疑＞

Ｑ１　：会議規則の改正事項以外に整理された事項はあるか。

Ａ１　：特にない。

Ｑ２　：会議録の整理はどうしているのか。

Ａ２　：現在 AI を活用したシステムを利用しており、従来より負荷は軽減されている。

Ｑ３　：委員会等の活動時間に変動はあったのか。

Ａ３　：毎月１回実施している議員連絡会終了後に常任委員会を開催した。不足する常任委員会については、定例月会議などで追加開催した。

Ｑ４　：事務局の業務量に変動はあったのか。

Ａ４　：初回の提言であったため手探りのことも多く、提言までに期限があったことから短期間に調整が必要であり、業務量の増加はあった。

■　８月３日（木）１０時００分　大和市（大和市議会）
視察内容　ハラスメント防止条例について

＜概　　要＞

Ⅰ　**経緯**　令和　３年　６月・ハラスメント事案発生に伴う「調査特別委員会」の設置
（令和５年１月１３日までに２３回開催）

令和　４年　６月・調査特別委員会から経過報告書で議長に進言
・議長から経過報告書に対する方針として、以下の検討を提示
１．（仮）大和市ハラスメント禁止条例案の策定
２．議会としての見解を示す「決議文」案の策定

令和　４年　８月・委員間協議、市との協議を経て調査特別委員会から議長へ条例素案を提出

令和　４年　９月・パブリックコメントの実施

令和　４年１２月・定例会においてハラスメント禁止条例案、調査報告に加え関連議案を上程・可決

令和　５年　１月・「議員におけるハラスメントの防止について」の議員研修を実施

令和　５年　１月・大和市ハラスメント防止条例の施行期日を定める規則（市側制定）により、条例施行

＜主な質疑＞

Ｑ１　：第１４条「政策立案や調査研究に資するための組織を作ることができる」とあるが、施行後の事績と成果はあるか。

Ａ１　：市民全体の福祉向上を目指して積極的に政策立案や政策提言に取り組むことは、今後ますます求められる行動のため明記した。

Ｑ２　：第１７条「二元代表制としての機能を充実させるために必要な予算の確保に努める」とあるが、施行後の取り組みがあるか。

Ａ２　：議会が二元代表制に相応しい機能を充実させるためには、議場の環境整備や議会広報など予算が必要となる場合があるため明記した。

Ｑ３　：第２２条に、議会基本条例について「任期開始から４年を超えない期間ごとに検証し、～必要な措置を講じ」とあるが、施行後、どのような検証作業等が行われたのか。

Ａ３　：今期においては、２年間ほど議会改革実行委員会を開催してきた。現在条例の検証を行っている。

４　所感

■ 議 会 運 営 委 員 会 委 員 長　　徳 田 修 和

【久喜市】

久喜市議会においては、総合振興計画から始まり、年次的に議決すべき事件として取り扱う計画を追加してきている。背景としては、計画の見直しの際に、市民への理解が得られにくいまたは、今後の市政に極めて重要と判断された計画に対し、議会としてのチェック機能の強化、市民に対しての開かれた議会として対応されているものであった。しかし、計画の量が膨大であり、短時間での審査や関連質問・要望などの取扱いが困難であること。また、上程後の計画に議会の意見が反映されにくいなど課題も示されていた。執行部との審査スケジュール調整にも苦慮されており、久喜市においても検討の余地があるようであった。本市においても、議決すべき事件としての取扱いは、同様の内容が議論されているところである。開かれた議会として議決案件としての協議にあわせ、計画策定段階でどのように関わっていけるのかを研究することも重要であると改めて感じた。

【秦野市】

秦野市議会では、政策立案や提言機能の強化のためのツールとして通年議会を選択されていた。本市においては、通年議会は選択していないが、同様に委員会制度をとり閉会中においても所管事務調査を実施することで、政策提言や調査研究する日程は、十分に確保できる状況である。そこで重要なのは、政策立案をするためのスキームやスキルのほうであると再認識した。秦野市ではアドバイザー制度を設置し、早稲田大学マニュフェスト研究所研究員の協力をもらい、また議員研修を行うことで、委員会としての立案サイクルの確立、議員のスキル向上に取り組まれていたことは参考とすべきと感じた。本市議会も、より積極的な研修の機会をもてないか検討すべきである。

【大和市】

ハラスメント防止条例は施行されてまだ日が浅いようであるが、職場の風通しはよくなっていると感じているようであった。働きやすい職場は、そのまま市民サービスの向上にもつながるものであると思う。発端は、市役所内でのハラスメント疑惑が浮上してのことであったが、本市においても何かあってから行動するのではなく、しっかりと条例は整備しておくべきと感じた。また議会としても、ハラスメントに対する研修など行っていくべきであると感じた。

■ 議 会 運 営 委 員 会 副 委 員 長　　久 保 史 睦

【久喜市】

久喜市議会の議決すべき事件の取り扱いについて視察を行った。霧島市議会においても総合計画及びそれ以外の上位計画についても、議会のチェック機能の観点からも議論が交わされた経緯があり久喜市議会における取り組みや考え方について学んだ。経緯をみると平成１９年の久喜市議会活性化対策特別委員会の設置より年次的に条例の議決や計画の追加が行われてきている。計画の策定において、内容については専門的知見や分野もある為、議会の監視機能的要素として計画案の理解・掌握においてスケジュールの関係があるものの一定の時間を要するものであり本市においても検討すべき課題の一つである。条例の対象を拡大した経緯についての資料は大変参考になった。計画上程後に議会の意見が反映されにくいとの課題は同じであることを改めて感じた。執行側としても議会との調整については必要なことも考えられており市民の皆さまのお役に立つ計画としてどの部分で協調していくのか、丁寧な協議を重ねることが非常に大事であり、本市においても先進事例を参考に慎重に議論を続けていきたいと考える。

【秦野市】

通年議会と同制度を活用した委員会活動による政策提言について秦野市の取り組みを学んだ。

二元代表制の議会における政策立案・提案の機能強化はより重要性を増してきていると考える。

その中で事務局に製作調査担当者を一名、またアドバイザー制度を活用し早稲田大学マニフェスト研究所研究員の支援をもらうなどの取り組みは参考になった。通年議会において先決処分や臨時会の考え方については非常に勉強になった。議会改革の取組みについて議会活性化のためにすべきことに対し優先順位を明確にしておくことは非常に重要であると感じた。

通年会期制を導入することで政策提案強化に伴う一つの考え方として常任委員会の役割はより一層重要となる。特に常時委員会を随時開催できることで専門分野における提案提言等を行うサイクルの確立にどのように向き合い取り組むスタンスをとるのか本市においても参考にし、様々な視点から検討すべきである。同時に資料にある議会費予算増や事務局職員の負担についての課題は本市だけではなくどの自治体においても想定される。その他議員や執行部からの意見について協議内容が掲載されておりそれぞれの立場で共感できることも多く大変に参考になった。

市民への説明責任や周知も含め本市においても調査研究し、議会としても引き続き踏み込んで学ぶべき要素の多い取組みであった。

【大和市】

大和市ハラスメント防止条例について視察を行った。ハラスメントは全国的にも問題提起される中

本市においても取り組むべき重要課題である。今回の議員提案による条例案の経緯を伺うなかで令和３年６月に調査特別委員会が設置され令和５年４月に条例が施行されており、議会としての重要課題として位置づけた早急かつ緊張感を感じる取組み内容とスケジュールに学ぶことが多く、議会一体としての強い覚悟と決意に感銘を受けた。

ハラスメント防止条例の解説が非常に丁寧に記載されておりわかりやすい。前文に「本市に関わる全ての者がハラスメントに関する正しい知識を得て、その防止に取り組む必要がある」と記載されているように、

正しく知ることの重要性を改めて再認識した。相手の考え方、捉え方を尊重することが非常に大切であり、風通しの良い職場環境を確立することはどの自治体・職場においても同様である。条例第１０条にある第三者によるハラスメント相談窓口の開設は非常に重要であることを痛感する。特に弁護士や臨床心理士等の専門家が選任されることは相談する側からにしても心強く感じる。不利益取扱いの心配を払拭する意味でも条例として制定されていることはとても意義深いと感じた。

■ 議 会 運 営 委 員 会 委 員　　植 山 太 介

【久喜市】

H19年に議会改革活性化のため、議会が議決する事件の拡大として行政計画などを追加することを検討し、H20年、行政に係る基本的な計画について議会が議決するべきことを定める条例を新設した。その後も新たな計画を条例に追加しながら進められてきた。議会の監視機能の充実を図り、もって市民の視点に立った透明性の高い行政執行の推進が期待される。

一方、計画の量が膨大なため、時間が足らず深い審査をすることが難しいことや、横断的な審査も困難であると聞いた。形だけの審査にならぬよう、計画策定段階での議会の意見聴取などの機会を設ける等、今後も改良を加えていきたいとのことであった。本市においても、監視機能の充実は大変重要であると感じる。市民の負託を受けた議会の意思が、より行政執行に反映されるような議会改革をこれからも模索していく必要がある。

■ 議 会 運 営 委 員 会 委 員　　今 吉 直 樹

【久喜市】

久喜市は、「議決すべき事件を定める条例」を制定し、市の計画において、市議会の議決すべき事件を予め定めている。これにより、市の発展に必要な計画が審議され、市民の利益に繋がることが期待される。そして、その計画に対する当事者意識も醸成され、市議会により振返りや検証が行われ、市政発展に繋がると期待される。また、計画が議会の審議を意識した内容となり、絵に描いた餅のような計画ではなく、本質的で具体的な計画につながることが期待される。一方、弊害としては、議員の認識不足や指摘事項のズレにより、計画内容に悪影響が生じることや、単に執行部の事務量が増えて他業務に影響がでることも懸念される。また、議会上程のタイミング次第では、審査の意味が薄れることや、短時間で審査できるかどうかなど、多くの課題を残しており、本市における条例制定については、さらに検討を進める必要を感じた。

【秦野市】

秦野市は、２つの目的を掲げて通年会期制を採用している。一つは、政策提言のため、もう一つは、迅速な政策決定のため。どちらも非常に重要な視点であると思う。秦野市議会は、議会全体として執行部と向き合っていくことに重点をおき、３つの常任委員会における政策提言を行う点に特徴がある。３つの常任委員会では、議会報告会を通じた市民との接点の機会を活かし、地域に横たわるあらゆる地域課題を拾い上げ、その中から優先度を議論し、最終的にテーマを絞って政策提言書に盛り込む。重要となるのは、やはり市民との意見交換の機会であると考える。秦野市では「議会報告会」において、議員がファシリテートする形でグループワークを行い、市民の声を引き出す工夫をおこなっている。また、議員のファシリテート能力向上のために外部アドバイザー制度を利用し、知識や技術の向上のためのサポートを受けていることの説明もあった。

秦野市議会の通年議会は始まったばかりで、試行錯誤の状態であるとのお話だった。市政発展のため、議会の機能向上に熱心に取組む姿勢は大変素晴らしいものであり、本市議会も参考にしていくものであると感じた。

【大和市】

大和市では、ハラスメント防止条例を制定した経緯等について詳細に説明をいただいた。珍しい事例であると思われるが、同条例は、市執行部内で行われていたハラスメントに端を発した、大和市役所及び大和市議会だけを対象としたものであった。本来であれば、市民や企業、学校等を対象に含み、市全体でハラスメントを防止していく条例が望ましいと思われるが、大和市の特質した事情により成立した条例であることが理解できた。

ハラスメントに関する基準は、明確にすることが難しく、個人の主観に基づく部分も大きいことから、運用することは容易ではないが、ハラスメント防止条例があることで、市民活動や行政経営における安定した安全な環境に繋がるものと考えることから、本市においても、大和市や他市の状況を参考にハラスメント防止に向けて検討を進めることが必要であると感じた。

■ 議 会 運 営 委 員 会 委 員　　野 村 和 人

【久喜市】

平成20年、合併前の久喜市において新設された条例が元になって、平成22年の合併（１市３町）後においても条例を議決され、随時必要と思われる基本計画等を追加されるなど、見直し等をしながら精査されておられた。しかし、審査については、多くの時間を割く事が出来ていない状況でもあり、その点等について、久喜市議会も課題としていた。それぞれの基本計画策定においては、専門知識を持った方々などで構成される審議会でも審査している現状でもある中、どれだけの時間と職員の時間をかけて審査するべきなのかは、議論をしながら決定しなければならないと思う。また、基本条例等は、年間を通して策定されて行く事がある中、どのタイミングで議会の考えを述べるのか。またそれが議会の総意として提言できるのか。は疑問である。

しかしながら、二元代表制の立ち位置から考えても、基本計画等について議会が全く関わらない状況は問題でもある。公開されている審議会には率先して傍聴等し、一般質問で提言したり、委員会での所管事務調査などを、審査すべき事柄を随時模索等の手法は考えるべきだと感じた。

【秦野市】

令和２年に先進市への所管事務調査にて、導入にて変わらないとの事例を聞かれたが、政策立案機能の強化や機動的な議会へする為に、通年議会と柔軟な委員会運営が有益として導入されていた。通年議会により、専決処分が少なくなった事や、委員会の開催などについてのメリットを感じておられた反面、デメリットとして事務局の負担増や、軽易な事項でも議会を開催しなければならなかった事例も学べた。

市民が直接感じるであろう、請願・陳情に対しては、基本的には集中審議期間にての協議との事で、少し残念にも感じた。各委員会が２年間での政策立案サイクルを確立されている事はとても評価するが、最近の本市議会も閉会中調査も活発化されている事を考えると、制度化する、しないに関わらず、政策立案は可能であるのではないかと感じた。 肝要な事は、この政策提言等に関しての中身だと思うので、今後も執行部側とも協議をしながら市民目線の政策を検討して行きたい。

【大和市】

４期目の市長や副市長による職員に対するハラスメントが発端でのハラスメント防止条例であった。それぞれの議員も疑惑としては感じておられた様であるが、事実確認についての調査がなかなかできず、相当な気遣いと時間・労力をかけて事実確認をした事が、職員の方々を救ったのだと感じた。やはり職員の皆様が意欲を持って働きやすい環境が市民の為になると確認した。その為にも、議員は日常的にも監視機能としての役割にも重要視しておかなければならないと思う。

皆がしっかり倫理感をもっていれば可能性は低いと思うが、調査結果では、議員からのハラスメントも発覚した様であり、誰からなのか、誰に対してなのかは関係なく、人と人の関係の中でハラスメントは起こり得ると思う。何か問題が起きてからの防止条例でなく、抑止力となる為には明確にしておく事も大事であると感じた。

■議会運営委員会委員　山口仁美

【久喜市】

監視機能の充実のため、横須賀・飯塚を参考に行政の根幹に関わる重大な各種計画を指定しています。

条例を定める際には、審議会を重視すべきという理由での反対意見もあったそうです。

アセットマネジメント・公共施設個別施設計画については、行政が先走っていると捉えられかねない内容も含まれ、混乱が生じたため、事前に議会での審査事項とするために条例に追加されたとのこと。

執行部としては、予算や計画も含めて詰めてきたものを、上程時に細かなところを言われても文面としての反映は難しいのが実情だが、実際の施策の実行段階で反映することもあるという説明もありました。

委員会で計画策定スケジュールを見ながら、所管事務調査を実施している委員会もあるとのことで、どのような形が一番効果があるか、参考にしたいと思います。

【秦野市】

H23年に議会活性化特別委員会を設置し、案を募るとともに「優先順位」を設定し、議会改革に努めており、その一環として通年議会制の導入をされたそうです。導入に当たっては、通常の会期性と大きな違いはないそうですが、議員だけの開催や、所管事務調査→政策提言の流れの改善、陳情の速やかな審査など、より稼動性の高い議会になるようです。

H24年から開催されている議会報告会で、地区別や常任委員会ごとのテーマ設定をされており、現在本市の広報広聴でも取り組んでいることから、非常に興味深く感じました。全体的な広報等については議会運営委員会が担っているとのことでした。市政報告会でクレームなどに時間を取られたり、プロ市民が集まりがち、団体が固定化しがちという課題に対応するため、内容については常任委員会ごとや地域ごとにテーマ設定し、提言をまとめる方向とのことでした。

スケジュール等は議運で調整、各書記が視察先と団体を調べて手分け。来ていただく人を絞り建設的な意見交換をする必要と、幅広く声を聞くことの必要も感じておられ、今後ファシリテーション等についても学んでいかれるそう。通年議会制の仕組みに合わせ、議会のやる気と行動力によって、 委員会の連動性と政策スケジュールの更新を行なっていらっしゃることに感銘を受けた視察となりました。

【大和市】

大木市長のパワハラと、前市長の告発などがきっかけで、調査特別委員会を設置。改選スケジュールの関係などから報告書の議決と条例制定、市長に対する決議を上程したそうです。（裁判は7月28日に結審。大木市長が実質敗訴）パワハラの調査やアンケート、聞き取りなどを実施したものの、裁判が入ったため、当事者の協力は得にくくなったこともあり、各会派（８つ）から、素案をもらい、委員全員で確認してから調整をしていったそうです。公式な委員会では、発言しづらい面もあったため、記録の残らない非公式な会議も開催しています。全体で合意を得た上で成文化したので、反対は出ず、全会一致で制定したとのこと。このような背景から、市民から議員、議員から市民といった形を想定した条例にするにはまだ課題が残っているそうです。

■ 議 会 運 営 委 員 会 委 員　　木 野 田 誠

【久喜市】

　久喜市議会の議決すべき事件を定める条例は、市政に対する議会の監視機能の充実を図り、市民の視点に立った透明性の高い行政執行の推進に資することを目的としており、平成24年から令和４年に段階的に追加されている。（７項目）

　議決する事件としての指定については、議会として判断をした。

　執行部には、議会の意見は最大限尊重してもらい可能な限り今後の計画の見直しに反映されているものと認識している。

　課題として、

・短時間で審査することが難しい
・計画が上程された後では議会の意見が反映されにくい
・計画策定段階での議会の意見聴取などの機会を必要としている

【秦野市】

政策立案、機能の強化を目的として通年議会を選択して、会期を毎年１月１日から12月31日とし、定例日を年４回定めている。（秦野市議会の会期に関する条例）

また、臨時会議を設けている。（秦野市議会会議規則の一部を改正する規則）

また、議会の委任による市長の専決処分についても規定している。

政策の立案機能及び提言機能の強化工夫については、議会事務局に政策調査担当者を１名置き、他市の政策提言方法や成功事例など事前にリサーチしている。

研修させていただいたが、現時点においては、通年議会の必要は感じられない。

【大和市】

　職員、市長・副市長及び教育長及び議員によるハラスメントを対象とした防止条例を議提により制定した。（市民によるハラスメントは対象としていない。）

　令和３年５月新聞報道にて、市長のパワーハラスメント的言動があったと報道があり、議会は６月調査特別委員会を設置した。

　令和４年12月に条例を可決し、令和５年４月１日施行された。

　この間公式23回の特別委員会を開催し、条例素案に対しパブリックコメントを行っている。令和４年12月定例会で調査報告を行い、市長に対する問責決議を全員賛成とし、最終日には市長に対する辞職勧告決議を可決している。

　また、議会におけるハラスメントの防止について議員研修を実施されている。

　大変な労力と時間を集中的に使ってできた条例であると大いに感じることができた。

　議会改革も長い間実施できなかったが市長の交替で雰囲気がガラッと変わった、庁舎内が明るくなったと感想を聞くことができた。

■ 議 会 運 営 委 員 会 委 員　　前 島 広 紀

【久喜市】

視察事項：久喜市議会の議決すべき事件を定める条例の対象をいわゆる「総合計画」以外の計画に拡大した経緯と各種計画の審査について

視察内容：久喜市においては、平成22年3月、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷹宮町が合併したことなどに伴い、平成24年4月1日に、市政に対する議会の監視機能の充実を図り、もって市民の視点に立った透明性の高い行政執行の推進に資することを目的として「議会の議決すべき事件を定める条例」を制定している。

「総合計画」以外の計画を議決すべき事件として指定するにあたっては、議会としての判断であるから理事者側との協議は行っていない。また、それらの計画の審査スケジュールについては、①議会の1週間前くらいに執行部から説明を受け、②議会初日に市長提案として上程され各常任委員会に付託され、③各常任委員会で1日間審査され、④本会議最終日に報告・討論・採決が行われていた。

所　　感：議会の議決すべき事件の決定にあたっては、執行部の「計画策定の期間」と「議会提出の時期」などの関係から調整が難しいのが現状ではないかと感じています。説明にもありましたが、執行部にとっては、議会提出前に「議決すべき事件」として審議しておいたほうが双方の意見が反映された計画策定になるのではないかと思います。

【秦野市】

視察事項：通年議会と同制度を活用した委員会活動による政策提言について

視察内容：市長の招集が実質的に改選後の最初の会議の1回のみとなる、地方自治法第102条の２の規定基づく「通年の会期」を選択している。政策の立案機能及び提言機能の強化には、議会局に政策調査担当を1名置き、他市の政策提言方法や成功事例などを事前にリサーチしていた。

所　　感：通年議会制度においても、臨時議会が招集されていることや、市長の専決処分事項の内容については、執行部側の意見調整を行い、改めて議会運営委員会で協議して決定しているとのことで、通年議会制度の活用があまり理解できない所感でした。

【大和市】

視察事項：大和市ハラスメント防止条例について

視察内容：大和市議会では、令和3年6月に「前副市長辞職等に関する調査特別委員会」を設置するなど市長のパワハラ（疑惑）防止に対する条例を議会として作成している。背景には、議会と市長の関係において、一般質問や議案に対する質問の答弁から緊張がある関係とはいいがたい。市長は、コロナ禍以後専決処分を乱発しており、議会が説明を求めても説明責任を果たしていない事態で、信頼関係の打開が必要であったため、令和5年4月1日「大和市ハラスメント防止条例」を制定している。

所　　感：前副市長辞職等に関する調査特別委員長であった市議から、当時の市長のパワーハラスメントの概要の説明があった。市長による全副市長に対する訴訟や、職員組合に対するアンケートにおいて、25%の組合員が市長のパワーハラスメントを認識しているなど、通常の状態ではない市政運営であったと感じられた。

その対策として、調査特別委員会（地方自治法第98条）を設置し、大和市からハラスメントの撲滅を目指して条例を制定した議会の活動に、議会として市民のためにどれだけのことができるのか、また、やらなければいけないのか常に念じて議員活動を行わなければならないと考えさせられました。

■議会運営委員会委員　宮内　博

【久喜市】

久喜市議会は、地方自治法第96条第２項の規定に基づき、総合振興計画をはじめ７件の計画について「議決すべき事件」として規定している。今回の視察は、この久喜市議会の取り組みに学ぶことを目的に行われた。

説明者として参加した議会運営委員長は、「久喜市議会には議会基本条例がなく、早稲田大学が行う議会ランキングも全国600位程」との事であった。

久喜市議会の議決すべき事件を定める条例は、「市政に対する議会の監視機能の充実を図り、もって市民の視線に立った透明性の高い行政執行の推進に資する」とあった。

総合計画以外の計画を議決すべき事件として指定するにあたっての理事者側との協議については、「議会としての判断であり、理事者側とは協議していない」との回答であった。

計画の審査スケジュールについて、「議会の１週間前に執行部から説明を受け、議会初日に上程され、各常任委員会で審査し、最終本会議において討論採決が行われる」とのことであった。

執行部には、「基本計画で進めたいとの考えがあり、ノーミスの状況を作って議会に上程しており、議会の指摘を受けても『理解を得たい』との考えが強い」との事であった。

霧島市議会においても、この「議決すべき事件」の拡充を議論してきたが、執行部の計画策定のスケジュールと議会日程の調整に困難があり、実現していない。久喜市議会では、７件の計画について議決事件としているが、「議会の指摘を受けた計画の修正はない」とのことであり、議決事件の拡充は、霧島市議会にとって課題ではあるが、執行部から提案された計画を熟読できる時間的な余裕と、議会の学習の機会を設けることが重要ではないかと感じた。

【秦野市】

秦野市議会は、令和４年１月１日から地方自治法第102条第２項により定例議会を年１回とする通年議会を実施している。今回の視察は、その実施方法と成果について学ぶものであった。

秦野市議会は、平成27年11月に議員定数を26議席から24議席に削減し、その経費の一部で議会にタブレット端末と議場スクリーンを設置したことや平成29年７月からは、議場の多目的利用を決定し、音楽会や映画会の会場としても活用しているとの説明があった。

通年議会による政策立案機能は強化されたかについて、「３委員会が２年間に１件ずつは提案することを目標に取り組んでいる」との事であった。市民の関心も高く、議会ホームページへのアクセス数は、「100倍に増加している」との事であった。

通年議会を開催したことで議会事務局の負担が「少し増えている」との報告があった。また、病気を理由に議員辞職があったが、通年議会を実施していることから、その事件を議題として議会を開催した例も報告された。

秦野市は、議会基本条例の中で、「男女が等しく議会に参画し、政策等を提案する機会を確保することができる環境」や「性別、年齢、職業、思想信条、障害の有無にかかわらず、市民が議会に議員として活動することができる機会を得ること事ができる環境」と明記しており、その具体的取り組みについても見解をお聞きした。この規定は、議会基本条例制定時（平成23年６月９日）から明記されているとの事であった。

現在の市議会の男女比については、「21人中（３欠員）３名が女性。８月27日に実施される市議選では、７人～８人の女性が立候補予定」とのことであった。先進的な議会基本条例であり、今後の充実を期待したいと思った。

また、通年議会については、霧島市議会でも議論された経過がある。秦野市議会での条例化は、昨年１月からであり、その成果を活かすにはしばらく時間が必要ではないかと思った。

【大和市】

大和市議会は、令和4年12月27日に「大和市ハラスメント防止条例」を交付しており、その条例制定に至る経過や議員に対する研修などについて学ぶための視察であった。

大和市ハラスメント防止条例が制定された経過について、「令和３年５月７日付の神奈川新聞において、前副市長の辞職が現職市長のパワーハラスメント的言動に抗議するためのものであったと報道され、この報道を受けて、６月１日には、市議会に調査特別委員会が設置され、その調査を踏まえて令和４年12月議会定例会で条例が制定され、全会一致で採択された」との詳しい報告が当時の特別委員会委員長からなされた。

134名の管理職を対象としたアンケート調査も実施され、市長、副市長からの「パワハラがあった、見聞きしたとの回答が約６割もあったことも報告された。また、８人の議員によるパワハラの事実も明らかになったとの事であった。

条例は、16条からなり、第10条は、「第三者相談窓口」の設置、第11条は、「ハラスメント対策委員会」設置などが明記されている。パワハラの事実が明らかになった場合は、市長等及び議員については、「公表」（条例第14条第１項）とし、職員については、「懲戒処分等」（条例第14条第２項）と明記している。

今年４月の選挙で現職市長は落選しているが、「市役所の職場では、閉塞感があったのではないか。議会は、パワハラの事実を察知できなかったのか。改選後、新しい市長のもとで職場環境に変化はあるか」との問いには、「一部の議員には情報が寄せられていたようだ。市長が交代したことで職場が明るくなった。職員の笑顔が増えた」との事であった。

大和市の事例は、人事権を握る首長によるパワハラで、職場環境が極めて厳しい状況にあったことが推測できる事例であった。また、アンケートには、議員によるパワハラの事例も報告されていたとの事であり、霧島市議会でも学ばなければならないものであることを痛感した。このような事例を想定した条例についても議論し条例化に結び付ける必要性を感じた。

以上、議会運営委員会の行政視察の報告とする。

霧島市議会議長　阿多　己清　殿

議会運営委員会

委員長	徳田修和
副委員長	久保史睦
委　員	植山太介
委　員	今吉直樹
委　員	野村和人
委　員	山口仁美
委　員	木野田誠
委　員	前島広紀
委　員	宮内　博